

福祉環境委員会

令和7年9月10日（水）
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】肥後委員長、上野副委員長

柳楽委員、串崎委員、布施委員、川神委員

【議 長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、棕木健康医療対策課長、
龍河子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、
斗光環境課カーボンニュートラル推進室長、鈴木総合窓口課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】久保田書記

議 題

1 陳情審査

(1) 陳情第 162 号 印鑑登録の出張申請に対応する行政サービスを求める陳情について

2 議案第 59 号 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

3 議案第 63 号 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

4 議案第 64 号 浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について

5 執行部報告事項

(1) 不燃ごみ処理場の外部委託について 【環境課】

(2) 「浜田市のエネルギー地産地消と地域経済循環に寄与する再生可能エネルギー由来電力の調達契約に関する基本方針」について

【環境課カーボンニュートラル推進室】

(3) キャッシュレス決済端末の導入について 【総合窓口課】

(4) その他

(配布物)

・浜田市人口状況（R7.5月末～R7.7月末現在）

【総合窓口課】

6 所管事務調査

(1) 印鑑登録について

【総合窓口課】

(2) 野原デイサービスセンターの運営状況について・訪問入浴介護サービス事業について

【地域福祉課・健康医療対策課】

裏面あり

7 その他

8 議会による事務事業評価について（委員間で協議）

陳 情 番 号	162
付託先委員会	福 祉 環 境 委 員 会
審 査 結 果 等	

令和 7 年 6 月 9 日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市長沢町
氏 名 中谷 雅晴

印鑑登録の出張申請に対応する行政サービスについて

【陳情の趣旨】

1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

相続に際して必要になる『遺産分割協議書』や、『任意後見契約公正証書』などの作成に際して、現在『印鑑証明』の添付が手続き上必要です。しかしながら、健康上の理由などから本人が窓口まで来庁できない場合、代理人や郵送を介して非常に煩雑な手間と多大な時間を要しているのが現状です。印鑑証明を必要とする本人は高齢者であることも多く、取得までの時間が急がれることもしばしばです。

本陳情は、市民の権利利益の確保のため、職員による印鑑の出張登録サービス開設を切に願うものです。

2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。）

いわゆる「実印」を持っていない市民は数多く、いざ必要な場面になって困っているケースが散見されます。

窓口足運びさえすれば即日交付される書類が、入院中などでは多大な時間と労力を要し、円滑さを欠いています。

折しも「相続登記の義務化」が法制化された昨今において、印鑑証明の取得に障壁があるべきではありません。

マイナンバーカードの登録においては出張申請を盛んに行っているバランスも鑑み、議会におかれましては、当局に対し適切に意見を表明いただきますようお願いいたします。



提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 59 号
2	題名	浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
3	目的・理由	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、創設された乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）においては、同法の規定により市町村は事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされました。当該基準については、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して定めることとされており、市の実情に同府令で定める基準と異なる内容を定める特段の事情や特性はないことから、同府令と同様の基準となる条例を制定するものです。
4	概要	1 一般型乳児等通園支援事業に関する基準（第 21 条―第 24 条） (1) 設備 ア 乳児又は満 2 歳に満たない幼児（以下「0・1 歳児」という。）を利用させる事業所 乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (ア) 乳児室の面積 0・1 歳児 1 人につき 1.65 m²以上 (イ) ほふく室の面積 0・1 歳児 1 人につき 3.3 m²以上 イ 満 2 歳以上の幼児（以下「2 歳児」という。）を利用させる事業所 保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積 2 歳児 1 人につき 1.98 m²以上 (2) 職員 保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置くこと。

		ア 乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上配置する。 イ 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。 ウ 乳児等通園支援従事者は、1 つの事業所につき 2 人以上配置する。 (3) その他事業実施に必要な基準 2 余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準（第 25 条・第 26 条） 設備及び職員の基準は、施設又は事業所の区分に応じ、島根県及び市の基準条例の定めるところによる。
5	施行期日等	公布の日

議案第 59 号

浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び

運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第 5 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第 6 条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社

会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当た

つの留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所におい

て、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。
 - ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の（ア）又は（イ）に掲げ

る要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 浜田市家庭的保育事業等の設備及

び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 33 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第 3 章 雑則

（電磁的記録）

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（その他）

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 21 条関係）

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造

		の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

現行	改正後（案）
（給与の減額） 第14条　〔略〕 <u>2　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	（給与の減額） 第14条　〔略〕 <u>2　職員が部分休業（浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年浜田市条例第46号）第23条第1項に規定する第1号部分休業及び同条例第23条の2第1項に規定する第2号部分休業をいう。）、介護休暇（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年浜田市条例第45号）第16条第1項に規定する休暇をいう。）又は介護時間（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第1項に規定する休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>

【第1条】 浜田市水道給水条例（平成29年浜田市条例第40号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（工事の施行） 第7条 第5条第1項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定 <u>（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）</u>をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____ _____ _____ _____ _____ 2・3 〔略〕	（工事の施行） 第7条 第5条第1項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定 _____ _____をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 〔略〕

【第2条】 浜田市公共下水道条例（平成17年浜田市条例第233号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（排水設備の工事の実施） 第6条 排水設備の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、規程で定めるところにより管理者が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____	（排水設備の工事の実施） 第6条 排水設備の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、規程で定めるところにより管理者が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により適用する同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

【第3条】 浜田市集落排水施設条例（平成17年浜田市条例第236号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（工事の実施） 第10条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者に行わせなければならない。	（工事の実施） 第10条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者に行わせなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により適用する同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

不燃ごみ処理場の外部委託について

不燃ごみ処理場の管理運営業務については、平成 30 年度事務事業評価における最終評価で、業務委託や指定管理者制度について目標年度も含めた検討をし、方針を決定するとされました。

これを受けて、令和 8 年 4 月から外部委託による管理運営を行うこととし、事業者を決定しましたので下記のとおり報告します。

記

1 件名

不燃ごみ処理場管理運営業務

2 履行概要

不燃ごみ処理施設の管理運営業務

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

4 受注者

島根県西部地区資源化事業協同組合

代表理事 福田 俊輝

浜田市生湯町 1909-3

5 契約金額（税込）

総額 125,400,000 円（41,800,000 円／年）

「浜田市のエネルギー地産地消と地域経済循環に寄与する 再生可能エネルギー由来電力の調達契約に関する基本方針」について

1. 目的

「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、浜田市が有する施設における電力調達に関し、エネルギーの地産地消と地域経済の循環に配慮した形で再生可能エネルギー由来電力を調達契約する基本方針を報告します。

＜再生可能エネルギー由来電力等＞ 太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱などによる再エネ電力（原子力の CO2 フリー電力を含む）

2. 基本方針の概要

- ＜基本原則＞
- I 環境に配慮した電力の原則（CO2 フリー電力）
 - II エネルギー地産地消の原則（市内発電所、市内事業者）
 - III 地域経済循環の原則（一定規模の市内事業活動）

＜調達方法＞ 参加条件を満たした者による指名競争入札

- ＜参加条件＞
- ① 小売電気事業者：市内に 5 人以上の本店・支店・営業所があり 1 年以上の事業活動実績がある
 - ② 市内発電所：市内に再エネ発電所を有している又はそれらと特定卸供給契約を締結している事業所
 - ③ 非化石証書：非化石証書付の電力が供給可能
 - ④ CO2 調整後排出係数：旧一般電気事業者と比べ同等以下

3. 手続き手順（環境課において）

- ① 市の全施設を高圧施設と低圧施設とをセットにした 10 グループに分ける
- ② グループごとに入札予定価格、調達期間を決める
- ③ 電力調達認定評価申請により参加条件に合う事業者を認定する
- ④ 電力調達認定者による指名競争入札を行う
- ⑤ 落札者と電力供給契約を締結する（請求書は各施設へ送付）

4. 本方針の特色

- (1) 二酸化炭素を排出しない環境に配慮した電力調達が可能になる。
- (2) 地元発電所からの電力調達でエネルギーの地産地消が可能になる。
- (3) 市内小売電気事業者からの電力調達で地域経済の循環が可能になる。
- (4) 環境価値が付加される電気であっても電気料金の削減が可能になる。
- (5) 各施設の電気契約方法の標準化が可能になる。
- (6) 契約施設のグループ化により行政事務の効率化が可能になる。
- (7) 環境に配慮した電気、電気の地産地消、電気による地域経済循環の 3 つの同時達成が可能になる。（自治体新電力を持たない自治体では全国初）

キャッシュレス決済端末の導入について

証明書発行窓口において、キャッシュレス決済端末の導入を行いますので報告します。

- | | |
|--------------|--|
| 1 運用開始 | 令和7年10月 |
| 2 導入窓口 | 総合窓口課、税務課、各支所市民福祉課の証明書発行窓口 |
| 3 取り扱いサービス | |
| (1) クレジットカード | VISA、MASTER、JCB、AMEX、Diners |
| (2) 電子マネー | 交通系IC(Suica、PASMOなど)、iD、WAON、nanaco、Edy、QUICPay |
| (3) コード決済 | PayPay、d払い、au Pay、メルペイ、楽天ペイ、ゆうちょPay、Alipay+、Wechat |
| 4 決済手数料 | 手数料決済額の3.00～3.50%
※中国のAlipay+は+0.3% |
| 5 選定事業者 | モバイルクリエイイト株式会社(大分市)
※公募型プロポーザル方式にて選定 |
| 6 契約金額 | 1,584,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 7 契約期間 | 令和7年8月7日～令和12年3月31日 |
| 8 その他 | 運用開始については、庁内掲示、HP、広報、ケーブルTV等により住民への周知を行います。 |

浜田市人口状況(5月末現在)

令和7年9月10日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
5月末	22,744	24,485	47,229	316	440	756	23,060	24,925	47,985	49,067
4月末	22,786	24,530	47,316	324	437	761	23,110	24,967	48,077	-
増減	△ 42	△ 45	△ 87	△ 8	3	△ 5	△ 50	△ 42	△ 92	△ 1,082

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	5月末	4月末	増減
日本人	24,193	24,221	△ 28
複数国籍	122	122	0
外国人	573	579	△ 6
合計	24,888	24,922	△ 34
前年比	25,213	-	△ 325

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	5月末	4月末	増減	5月末	4月末	増減
浜田	35,827	35,871	△ 44	18,590	18,605	△ 15
金城	3,700	3,715	△ 15	1,802	1,810	△ 8
旭	2,312	2,317	△ 5	1,222	1,225	△ 3
弥栄	1,041	1,042	△ 1	612	610	2
三隅	5,105	5,132	△ 27	2,662	2,672	△ 10

4.異動事由別増減(5月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	92		1	19	112		113	2	1	88	204

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 △332 転出等 △223 出生 △1 死亡 11)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5月まで 累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425	93											518	5	518
	転出等	339	116											455	19	455
	①社会増減	86	△ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	△ 14	63
	出生	20	19											39	3	39
	死亡	77	88											165	23	165
	②自然増減	△ 57	△ 69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 126	△ 20	△ 126
	①+②	29	△ 92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 63	△ 34	△ 63
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	513	△ 44	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	436	△ 44	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	77	0	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	36	△ 18	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	142	△ 2	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 106	△ 16	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 29	△ 16	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	557	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	480	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	77	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	54	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	144	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 90	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 13	--	△ 1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(6月末現在)

令和7年9月10日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
6月末	22,716	24,449	47,165	315	426	741	23,031	24,875	47,906	49,004
5月末	22,744	24,485	47,229	316	440	756	23,060	24,925	47,985	-
増減	△ 28	△ 36	△ 64	△ 1	△ 14	△ 15	△ 29	△ 50	△ 79	△ 1,098

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	6月末	5月末	増減
日本人	24,186	24,193	△ 7
複数国籍	122	122	0
外国人	561	573	△ 12
合計	24,869	24,888	△ 19
前年比	25,169	-	△ 300

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	6月末	5月末	増減	6月末	5月末	増減
浜田	35,756	35,827	△ 71	18,568	18,590	△ 22
金城	3,704	3,700	4	1,806	1,802	4
旭	2,316	2,312	4	1,226	1,222	4
弥栄	1,036	1,041	△ 5	612	612	0
三隅	5,094	5,105	△ 11	2,657	2,662	△ 5

4.異動事由別増減(6月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	77		1	16	94		105		2	66	173

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 △15 転出等 △9 出生 △3 死亡 △22)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月まで 累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425	93	78										596	13	596
	転出等	339	116	107										562	19	562
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	△ 6	34
	出生	20	19	16										55	△ 16	55
	死亡	77	88	66										231	28	231
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 176	△ 44	△ 176
	①+②	29	△ 92	△ 79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 142	△ 50	△ 142
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	583	△ 49	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	543	△ 25	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	40	△ 24	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	71	2	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	203	△ 3	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 132	5	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 92	△ 19	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	632	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	568	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	64	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	69	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	206	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 137	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 73	--	△ 1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(7月末現在)

令和7年9月10日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
7月末	22,694	24,410	47,104	318	433	751	23,012	24,843	47,855	48,963
6月末	22,716	24,449	47,165	315	426	741	23,031	24,875	47,906	-
増減	△ 22	△ 39	△ 61	3	7	10	△ 19	△ 32	△ 51	△ 1,108

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	7月末	6月末	増減
日本人	24,172	24,186	△ 14
複数国籍	122	122	0
外国人	570	561	9
合計	24,864	24,869	△ 5
前年比	25,164	-	△ 300

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	7月末	6月末	増減	7月末	6月末	増減
浜田	35,720	35,756	△ 36	18,561	18,568	△ 7
金城	3,701	3,704	△ 3	1,808	1,806	2
旭	2,310	2,316	△ 6	1,223	1,226	△ 3
弥栄	1,034	1,036	△ 2	610	612	△ 2
三隅	5,090	5,094	△ 4	2,662	2,657	5

4.異動事由別増減(7月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	98			11	109		97			63	160

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 20 転出等 △10 出生 △5 死亡 △3)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月まで 累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425	93	78	98									694	14	694
	転出等	339	116	107	97									659	20	659
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	35	△ 6	35
	出生	20	19	16	11									66	△ 28	66
	死亡	77	88	66	63									294	26	294
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 228	△ 54	△ 228
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 193	△ 60	△ 193
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	680	△ 51	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	639	△ 33	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	41	△ 18	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	94	△ 6	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	268	4	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 174	△ 10	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 133	△ 28	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	731	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	672	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	59	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	100	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	264	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 164	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 105	--	△ 1,034

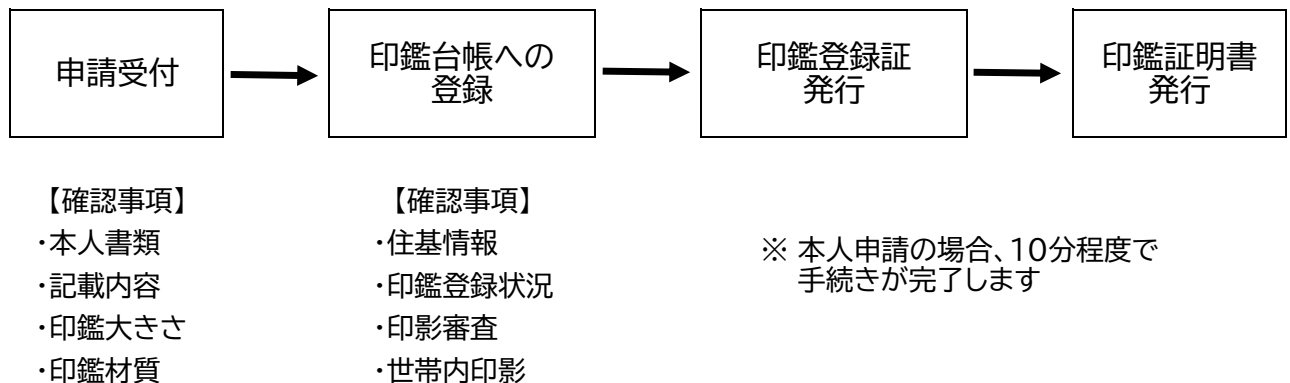
※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

印鑑登録について

浜田市における印鑑登録事務の状況について、つぎのとおり報告します。

- 1 印鑑登録とは 個人が社会生活の中で行う手続きや法律行為において使用する印鑑を、住民登録している役所にあらかじめ登録すること。登録した印鑑は「実印」と呼ばれ、登録できる印鑑は個人で1つです。登録すると印鑑登録証カードが交付されます。
- 2 登録できる人 浜田市に住民登録している人
※15歳未満や意思能力がない状態の方は印鑑登録ができません。
- 3 登録方法
(1) 本人申請 本庁、各支所窓口での本人による申請
(2) 代理人申請 病気等やむを得ない事情で来庁できない場合、本庁、各支所窓口での代理人による申請

4 登録までの流れ



代理人申請では

(1)必要書類の受け取り、(2)仮登録、(3)本登録、の3回来庁していただく必要があり、印鑑登録完了までにおおよそ一週間を要します。

※仮登録後、本人へ照会書(回答書)を郵送。本登録の際、必要となります。

5 その他

- (1) 出張申請経費 会計年度任用職員2名雇用 3,800千円×2=7,600千円
- (2) 根拠法令 印鑑登録証明事務処理要領(自治省行政局通知)
浜田市印鑑条例、浜田市印鑑条例施行規則

野原デイサービスセンターの運営状況について

1 運営再開日

令和7年8月1日（金）

2 運営団体

社会福祉法人 浜田福祉会（内村町365番地7）

3 運営状況

(1)開設日 毎週月曜日～金曜日

(2)利用時間 9時10分～16時15分

(3)利用対象者 ①要支援1～2の認定を受けた方
②基本チェックリストにより「介護予防・生活
支援サービス事業対象者」とされた方
③要介護1～5の認定を受けた方

(4)利用者数 18名（令和7年8月末時点）

(5)職員体制 5名

4 入浴サービスの状況について

総合福祉センターの給湯設備が6月9日から故障しており、開設当初より、野原デイサービスセンターでの入浴サービスを休止しています。

この間の代替手段として、利用者を特別養護老人ホーム美川苑へ送迎し、入浴サービスを提供しています。

なお、給湯設備については修繕が完了しており、レジオネラ属菌検査により陰性であることが確認された後、9月中旬に入浴サービスが開始できる見込みです。

訪問入浴介護サービス事業について

1 利用者数 4名（令和7年8月末時点）

2 現状

(1)職員不足のため、火曜日と木曜日の週2日から、木曜日の週1回へサービス提供を変更しています。

(2)浜田市訪問入浴介護事業補助金を活用して実施しています。